

山口県報

令和3年
9月28日
(火曜日)

目 次

○ 条 例

山口県個人情報保護条例の一部を改正する条例
山口県流域下水道条例の一部を改正する条例

山口県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年九月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県条例第五十二号

山口県個人情報保護条例の一部を改正する条例

山口県個人情報保護条例（平成十三年山口県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十六条中「第十九条第七号」を「第十九条第八号」に、「同条第八号」を「同条第九号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山口県流域下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年九月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県条例第五十三号

山口県流域下水道条例の一部を改正する条例

山口県流域下水道条例（昭和六十一年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

令和三年九月二十八日印刷
令和三年九月二十八日発行

発行人所

山口県知事

第一条中「第二十五条の二第一項」を「第二十五条の二十二第一項」に改める。

第三条第一項及び第四条中「第二十五条の十第一項」を「第二十五条の三十第一項」に改める。

附 則

この条例は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三十一号）の施行の日から施行する。